

統計数値からみた民事裁判の概観

大阪高等裁判所第6民事部総括判事
大島眞一 Shinichi Oshima

I はじめに

地裁又は家裁（人事訴訟）の第1審判決に不服があれば高裁に控訴することができ、高裁の控訴審判決に不服があれば、最高裁に上告・上告受理の申立てをすることができる。

本稿では、地裁又は家裁を第1審とする訴訟事件について、控訴審、上告審と流れを追いながら、裁判の現状を、主として統計数値に基づいて私見を交えながら、概観したものである。

II 地裁における訴訟事件

1 概観

簡裁を除く第1審の訴訟事件には、地裁における通常訴訟事件、行政事件及び家裁における人事訴訟事件がある。これらの令和3年の既済事件数は、地裁の通常訴訟事件13万9011件、行政事件1916件及び家裁の人事訴訟事件9173件の合計15万0100件である¹。本稿の最後に、地裁又は家裁で受理した訴訟事件を1000件と仮定し、

その後の経緯を追ってみた。

2 通常訴訟事件

(1) 新受件数

地裁における通常訴訟事件の新受件数及び平均審理期間の推移は、図1²のとおりである。

新受件数は、平成18年以降の過払金事件の増加に伴って急増し、平成21年にピークとなった後、減少に転じ、現在は概ね平成初期の件数となっている。新受件数は、戦後右肩上がりが増え続けたが、過払金事件が収まった後減少し、現在30年前の新受件数に戻っていることになる。当事者の権利意識は平成初期と比べ格段に向上していると考えられることなどからすると、訴訟事件が増えていないのは何が原因であろうか。平成初期と比べ大幅に数が増えた弁護士が関与することによって、紛争が訴訟に至る前に解決されているといいのだが……。

(2) 平均審理期間

平均審理期間は、過払金訴訟が最盛期の平成20年に6.5か月と最も短くなったが、その後は増えている。令和3年は、既済事件で10.5か月、未済事件で11.8か月である³。

¹ 地裁は最高裁判所事務総局「令和3年司法統計年報1民事・行政編」第4表、家裁は最高裁判所事務総局家庭局「人事訴訟事件の概況－令和3年1月～12月－」（いずれも最高裁ホームページに掲載）による。以下では、地裁、家裁、高裁、最高裁の統計数値を見るが、いずれも令和3年（迅速化報告書（後掲注（2））の資料は令和2年）の件数であり、当然ながら、同じ事件を地家裁、高裁、最高裁と追いかけたわけではない。また、簡裁が第1審である事件や高裁が第1審となる選挙訴訟等は除外した。

² 最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第9回）」（令和3年7月30日公表）56頁。

³ 最高裁判所事務総局民事局「令和3年民事事件の概況」法曹時報74巻11号80、81頁。なお、既済事件とは令和3年1月1日から12月末日までに終局した事件であり、未済事件とは令和3年12月末日時点で地裁に係属している事件である。